

○デジタル地域通貨珠洲トチポ事業実施要綱

令和5年8月28日

告示第141号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内経済や社会貢献活動の活性化を図り、持続可能な地域を構築するため、本市が発行するデジタル地域通貨として利用可能な珠洲トチポによるキャッシュレス決済を推進する事業の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) トチツーカシステム 株式会社北國銀行（以下「運営会社」という。）が提供するデジタル地域通貨システムをいう。
- (2) 珠洲トチポ 市長が本要綱に基づき発行し、1ポイントあたり1円相当の価値で商品やサービスを購入できるポイントをいう。

(対象となる事業等)

第3条 ポイント発行の対象となる事業等は、次の各号のいずれかに該当し、市長が承認したものとする。

- (1) 公共性及び公益性のある事業
- (2) 地域の課題解決に資する事業
- (3) ボランティア等の市民参加型の事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

(ポイントの発行)

第4条 市長は、トチツーカシステムを使用して、利用者にポイントを発行する。

2 ポイントの発行は前条に規定する事業等に併せて随時行うものとする。

(ポイントの有効期限)

第5条 ポイントの有効期限は、市長が別に定める場合を除き、発行した日から1年後の応当日の属する月の末日とする。

2 有効期限までに利用されなかったポイントは失効するものとする。

(ポイントの使用)

第6条 珠洲トチポはポイントを取り扱う店舗等(以下「加盟店」という。)においてのみ使用することができる。

2 加盟店は、利用者が珠洲トチポを商品、サービス等(以下「商品等」という。)に引換えをする場合には、珠洲トチポを現金と同様に取り扱うものとする。

3 加盟店は、珠洲トチポと商品等の引換えに際しては、利用者に対し、釣銭を支払わないものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、珠洲トチポを使用することができないも

のとする。

- (1) 現金との換金、金融機関への預入れ
- (2) 出資、有価証券の購入、債務の弁済等の消費に当たらないもの
- (3) 商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、官製はがき、切手、収入印紙等の換金性があるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの
(加盟店の登録等)

第7条 加盟店は、市内に所在し、かつ、営業している店舗等であることを要件とし、加盟店の登録等の管理については、運営会社において行うものとする。

(加盟店の遵守事項)

第8条 加盟店は、運営会社が別に定める利用規約を遵守しなければならない。

(禁止)

第9条 珠洲トチポを偽造し、不正に使用し、又は転売してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年告示第31号)

この告示は、令和7年3月3日から施行する。